

平成 27 年度夏期休暇実習生募集要項

1. 概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、原子力に関する研究者及び技術者を養成し、その資質の向上を図ることを目的として原子力分野の人材育成を行っています。

夏期休暇実習は、学生が夏季休暇期間を活用して原子力機構で体験就業できる制度です。「将来、原子力機構で働きたい。」「夏期休暇実習で大学の研究内容のヒントを得たい。」あるいは「原子力機構が何をしているのかを知りたい。」といった様々な動機があると思いますが、どのような理由であれ、積極的な応募をお待ちしています。また、原子力機構は、夏期休暇実習を通じてほかの大学などとの繋がりができ、相互の活発な連携協力が生まれることを期待しています。

なお、受入後に学生と受入部署の間にミスマッチが起きないように、受入申込みに当たり疑問が生じた場合は申込前に実習担当者などへ確認してください。

2. 募集テーマ、人数、実習期間など

別紙 1 「平成 27 年度夏期休暇実習生募集テーマ一覧」のとおり。

実習場所については原子力機構のホームページ¹を参照してください。

3. 応募資格

学校教育法に基づき設置されている大学、大学院及び高等専門学校に所属している方で以下の要件を満たす方。

- (1) 国内の大学に在学する方。
- (2) 国内の高等専門学校の本科、準学士課程の 4・5 年生及び専攻科又は学士課程に在学する方。
- (3) 国内の大学院（博士前期課程、博士後期課程、一貫制博士課程、修士課程又は専門職課程）に在学する方。
- (4) 国内の大学院博士後期課程修了又は修了に必要な単位を取得後退学し、継続して大学院の研究生として在籍する方。
- (5) 受入開始日までに上記に該当する見込みがある方。

4. 契約概要

原子力機構は、応募書類の提出をもって学生及び派遣元が夏期休暇実習生受入契約

¹ https://www.jaea.go.jp/about_JAEA/map/

条項（別紙2）に同意されたものとみなし、また、派遣元と夏期休暇実習生の受入れについて契約が成立したものとみなします。受入契約は受入通知書の発信日をもって開始するものとし、その日より夏期休暇実習生受入契約が発効するものとします。

5. 便宜供与

- (1) 宿 舎 当機構の宿舎（独身寮）を有償にて利用できます。ただし、宿舎が満室の場合は民間のホテルなどを貸与することもあります。予算などの事情により貸与しない場合もあります。詳細については別紙3を参照してください。
- (2) 食 事 宿舎及び構内の食堂を利用することができます。
- (3) 寝 具 持参してください。（別紙3を参照してください。）
- (4) 被 服 作業服を必要に応じて貸与します。
- (5) 旅 費 受入開始時及び受入終了時における所属キャンパスー受入拠点間の交通費（往復1回分）を原子力機構の規定に基づき支給いたします。また、実習テーマに出張が含まれる場合はその旅費を原子力機構の規定に基づき支給します。

6. 応募書類

次の（1）から（4）を提出してください。応募書類の補足説明については別紙4を参照してください。提出された応募書類は返却しません。

- (1) 夏期休暇実習生受入申込書（様式1）（全員）
- (2) 夏期休暇実習生身上調書（様式2）（全員）
- (3) 学業成績証明書（全員）
 - ①学部在学者は学部の成績証明書
 - ②修士課程在学者は学部及び修士課程の成績証明書
 - ③博士課程在学者及び大学院研究生在籍者は学部、修士課程及び博士課程の成績証明書
 - ④高等専門学校在学者は高等専門学校の成績証明書
 - ⑤見込みの方は大学から最終学歴までの成績証明書
- (4) 宿舎貸与申請書（様式3）（宿舎利用希望者）

7. 応募書類の提出期限

平成27年6月12日（金） ※消印有効

8. 受入可否通知

受入可否は7月上旬に派遣元及び学生本人へ書面にて通知します。

9. 受入書面（受入決定後）

受入れが決定した方については別紙5に従って受入書面を提出してください。

10. 問合せ先及び応募書類提出先

〒319-1195

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力人材育成センター

原子力人材育成推進課

夏期休暇実習生担当

（封筒に「夏期休暇実習生応募書類在中」と朱書きのこと）

（TEL）029-282-6460

（Email）nuhrdec-daigaku@ml.jaea.go.jp

（原子力機構ホームページ）<http://www.jaea.go.jp/saiyou/internship/>

11. 個人情報の取扱い

夏期休暇実習生の応募で取得した個人情報は、原子力機構の「個人情報保護規程」などにに基づき適切に管理し、夏期休暇実習生の受入審査、受入手続、施設などへの立入りに係る業務連絡、研究業績などの情報管理、人員管理、学生及び派遣元との連絡などに使用します。

12. 特記事項

- （1）応募書類及び受入書面の一覧については別紙6を参照してください。
- （2）夏期休暇実習生の活動の様子を適時、写真撮影します。撮影した写真は原子力機構の広報活動（広報誌、ホームページなどへの掲載）に利用します。